

第5回海老名みのり債

2月15日火から応募受付開始

市では、住民参加型市場公募債「第5回海老名みのり債」の発行に向け、2月15日火から応募受け付けを開始します。お預かりした資金は、文化会館の大規模改修事業など公共施設の整備に活用させていただきます。

▼応募資格

「海老名みのり債」は、海老名市が発行する債券です。利金や償還時の元金は、海老名市が支払います。応募資格は、市内在住20歳以上の個人です。応募開始日(2月15日)現在で海老名市に住民登録があり、同日現在満20歳以上の方(平成3年2月16日以前に生まれた方)です。

▼応募方法

応募する方は「購入希望申出書」に必要事項を記入

▼応募する際の注意点

○はがきには、表面に応募者

▼抽選結果

の上、はがき1枚(抽選結果の通知用で往復はがきではありません)を添えて、封書で〒243-0492財政課へ郵送または持参してください。締め切りは3月11日(消印有効)です。

発行の概要

正式名称	第5回海老名市公募公債(愛称「第5回海老名みのり債」)
発行日	4月27日 火
応募期間	2月15日 火～3月11日 火
発行総額	4億円
償還方法	5年満期一括償還
償還日	平成28年4月27日 火
利払日	毎年4月27日・10月27日(年2回・休日の場合は前営業日)
購入可能額	10万円～300万円(10万円単位)
発行価格	額面100円につき100円
利率・利回り	4月4日火に決定(決定日直前の国債の利回りを参考にし、それを上回るよう設定)
取扱金融機関(取扱金額)	スルガ銀行海老名支店(1億2000万円) 横浜銀行海老名支店・南海老名支店・さがみ野支店(2億8000万円)
特典	市制施行40周年記念の特典として、購入者の中から抽選で40の方に、海老名産のお米(5kg)を贈呈。当選の発表は厳正な抽選の上、賞品の発送をもって代えさせていただきます(4月下旬発送予定)。

公開で実施し、結果ははがきでお知らせします。電話によるお問い合わせはご遠慮ください。

▼購入期間

購入期間は、4月5日火～19日火です。当選した方には、手続きの日時が購入期間内で指定されますので、抽選結果のはがきでお知らせします。

購入手続きは、応募資格を満たしていれば、当選者の家族でも行うことができます。※この場合、購入名義は、手続きをするご家族の方となります。

なお、応募が発行総額に満たないとき、またはキャンセルが発生したときは、4月20日火～22日火に、スルガ銀行海老名支店と横浜銀行海老名支店で先着順に受け付けます。ただし、キャンセルなどが少ない場合は、混乱回避のため受け付けを行わないことがあります。

※金融機関窓口で購入手続きをされる方が、市債の商品性・リスクなどについてご理解いただけない場合は、購入をお断りすることがあります。

▼償還日前の換金

償還日前に換金する場合は、その時の債券相場に従い、取扱金融機関で買い取りをします。

なお、債券の価格は、市場金利により変動します。償還日前に売却する場合、受取金額が投資元本を割り込むことがあります。詳しくは取扱金融機関にお問い合わせください。

▼次の場合は応募が無効になります

- 応募資格を満たしていない場合(資格の確認をさせていただきます)
- 「購入希望申出書」に記入漏れや誤りがあった場合
- 1人で複数の応募をした場合
- 1枚の「購入希望申出書」で複数の応募をした場合
- 「抽選結果通知用」のはがきが添付されていない場合
- その他不正などが確認された場合

▶個人情報の取り扱いについて

- ①応募者の個人情報(「購入希望申出書」に記載されている情報)は、購入者決定、特当当選者の抽選および当選賞品の発送以外には使用しません。
- ②購入の資格を得た方の個人情報は、購入希望金融機関に提供されますが、金融機関はその情報を購入資格および購入手続き日時確認の目的以外には使用しません。
- ③特当当選者の抽選および当選賞品発送のため、金融機関から購入者の個人情報の提供を受け、使用させていただきます。ご家族などが購入される場合、金融機関窓口で同意書への署名が必要となります。

みのり債についてのお問い合わせ

【内容全般】 財政課 (☎235・8453)
【購 入】 スルガ銀行海老名支店 (☎232・3311)
横浜銀行海老名支店 (☎232・8004)

ごみ集積所から資源物の持ち去りを禁止する 条例を改正しました

近年、ごみ集積所から新聞紙やアルミ缶などの資源物の持ち去り行為が発生しており、対策を求めるご意見が寄せられています。そのため、市では「海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例」を改正。4月1日から市長が指定する者以外の者がごみ集積所からの資源物を持ち去る行為(収集・運搬)を禁止することとし、条例に違反した場合の罰則規定(20万円以下の罰金)も設けました。

市では、ごみ集積所へ排出された資源物は、収集後に有価物として売却しています。持ち去り行為を見かけた場合は、トラブルを防ぐため直接注意はせず、日時・場所・車種ナンバーなどの情報を資源対策課までご連絡ください。

ごみの持ち去り行為を防止するためにも、決められた収集日にごみを出すよう、ご協力をお願いします。

図 同課 (☎235・4923)。

事業所の廃棄物は自己責任で処理を

事業所(店舗・事務所・工場など)から排出されるごみ・資源物などすべての廃棄物は、自己責任で処理するよう法律で定められています。

事業所の廃棄物とは、製造過程や請け負った業務で発生するごみだけではなく、従業員の飲食で発生したごみや事務処理から発生する紙類など、すべての廃棄物が該当します。ごみ出しの際は、ごみと資源物に分別

●ルールを守ってごみ出しを

最近、集積所に出されるごみ・資源物について、次のような苦情や情報が寄せられています。

- ①決められた時間以外にごみや資源物が出されている。
- ②決められた曜日と異なった種類のごみが出されている。

図 資源対策課 (☎235・4922)。



便利です!「えびなメールサービス」

登録はebn@posh.jpあて空メールを送信。詳しくは、市ホームページまたは情報システム課へ